

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（目時重雄君） おくればせながら、新年明けましておめでとうございます。

ただいまの出席議員は12人であります。

よって、定足数に達しております。

ただいまから平成29年第1回小坂町議会（臨時会）を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（目時重雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、小坂町議会会議規則第111条の規定により、11番、熊谷聡君、1番、鹿兒島巖君を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（目時重雄君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会期につきましては、運営委員会委員長のご報告を求めます。

○議会運営委員長（椿谷竹治君） おはようございます。

平成29年第1回小坂町議会（臨時会）の運営につきまして、1月24日、議会運営委員会を開催いたしました。

本臨時会に係る案件は、地方公務員法の改正による条例の制定案1件、同じく条例の改正案1件、業務委託契約の締結案1件の議案3件であります。

したがいまして、会期を本日1日限りとし、議会運営委員会より提案いたします。

以上でございます。

○議長（目時重雄君） お諮りいたします。

本臨時会の会期につきましては、ただいまの運営委員長の報告のとおり、本日1日間にい

たしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本臨時会の会期は1日間と決定いたしました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第3、議案第1号 職員の配偶者同行休業に関する条例の制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（細越 満君） おはようございます。

本日は、平成29年第1回小坂町議会（臨時会）を招集いたしましたところ、時節柄大変お忙しい中ご参会を賜り、まことにありがとうございます。

さて、本日提出いたします議案は、条例の制定及び一部改正2件、契約の締結1件の計3件でありますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

それでは、議案第1号 職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

国におきましては、平成25年6月に日本再興戦略に関する閣議決定がなされ、女性の採用、登用の促進、男女の仕事と子育て等の両立支援について、まずは公務員から率先して取り組むこととされました。その具体策の一つとして、配偶者の転勤に伴う離職への対応が掲げられ、公務員において活躍することが期待される職員の継続的な勤務を促進するという趣旨のもとに、国家公務員の配偶者同行休業に関する法律及び地方公務員法の一部を改正する法律がともに平成26年2月に施行され、配偶者の海外転勤等に伴い職員としての身分を保有しつつ職務に従事しないこととする休業制度、いわゆる配偶者同行休業制度が設けられました。

本条例は、本町においても制度の趣旨を踏まえ、職員が配偶者の海外転勤等に同行する際に休業できることとし、職員の配偶者同行休業に関して必要な事項を定めるものであります。

詳細につきましては総務課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（成田祥夫君） 条例の主な内容をご説明申し上げます。

議案に沿って説明しますが、議案審議の参考の1ページに条例案の概要を掲載していますので、あわせてご覧ください。

本条例では、第1条では本条例の趣旨を、第2条では公務の運営等を考慮して同行休業を承認できる旨を定めています。

第3条では、同行休業の期間について、地方公務員法において上限とされている3年とする旨を定めています。

第4条では、休業の対象となる配偶者の外国滞在事由について、滞在期間が6カ月以上で外国での勤務、就学等の事由であるものを対象とする旨を定めています。

第5条では、承認の申請に当たり、その事由等を明らかにする旨を定めています。

第6条及び第6条の2では、休業期間の延長について、3年の範囲内において延長できる旨を定めています。

第7条では、承認の取り消し事由について、外国滞在しなくなった場合、または外国滞在事由が第4条の規定に該当しなくなった場合、休業職員が産前産後休暇を取得する場合、休業職員が育児休業を取得する場合、それぞれにおいて同行休業を取り消す旨を定めています。

第8条では届け出について、第9条では同行休業に伴う臨時的任用について、第10条では休業職員の復帰後において昇給に準じた号給の調整ができる旨を、また第11条では、退職手当に関する調整額及び勤続期間の計算において、同行休業期間に従事することを要しなかった期間とする旨を定めています。

第12条では、必要な事項は規則で定めることとしています。

なお、施行期日は公布の日としております。

以上で、私からの説明を終わります。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第1号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第4、議案第2号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第2号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

先般、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等の育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が一部改正されました。

改正法は、育児または介護を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするための措置を講じたものであり、本一部改正条例は、これら法律改正を踏まえ、関係条例において、育児休業等の対象となる子の範囲を定めるとともに、介護のため1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇の新設などに関する規定を定めようとするものであります。

詳細につきましては総務課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜ります

ようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（成田祥夫君） 説明申し上げます。

本条例案は、町長から説明のありましたとおり、それぞれの法律において改正がなされたことに伴うものであります。これら法律につきましては、ことし1月1日施行ということになっておりますので、町職員に関する育児休業、介護休業等に係る制度を整備するため、関係する2つの条例において条文を改めるものであります。

改正の主な内容を議案に沿って説明申し上げますが、議案審議の参考の2ページ、3ページにその概要をお示しし、4ページから16ページまで、その新旧対照表を掲載しておりますので、あわせてごらん願います。

それでは、議案の4ページ、5ページから説明申し上げます。

第1条及び第2条では、職員の育児休業等に関する条例を一部改正しています。職員の育児休業等に関する条例のうち、本条例の第2条では、育児休業ができる非常勤職員の要件を規定していますが、在職期間に関する要件について、現行の「子の1歳到達日から1年を超えて在職する者」を改め、「子が1歳6カ月に達する日まで在職する者」に緩和しています。

第2条の2では、育児休業、育児短時間勤務、部分休業の対象となる子の範囲について、新たに児童福祉法に基づく養育里親として職員が一定期間養育する児童を対象に加えています。

第3条では、再度の育児休業をすることができる特別な事情として、新たに特別養子縁組が成立せずに家事審判事件が終了した場合等を加えています。

第10条では、育児短時間勤務終了から1年以内に育児短時間勤務することができる特別な事情を規定しています。今回の改正では条文の表現を改めていますが、規定内容に変更はありません。

第19条では、部分休業の承認について規定しています。部分休業は、子を養育するため1日につき2時間を超えない範囲内で勤務しないことを認めるものであります。今回の改正では、部分休業と介護時間を同日に取得する場合について、合計時間を2時間までとする旨を定めています。

次に、議案の6ページ、7ページの第3条について、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について説明申し上げます。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例のうち、第8条の2では、要介護者の介護を行う職

員の時間外勤務について、午後10時から翌日午前5時までの深夜に加え、正規の勤務時間以外の時間における勤務も制限する旨を定めています。

第8条の3では、早出遅出勤務、深夜勤務、時間外勤務の制限の対象となる子の範囲について、新たに職員との特別養子縁組の家事審判事件が裁判所に継続している子及び職員が養子縁組里親として養育する子を加える旨を定めています。

第11条及び第18条では、休暇の種類について、介護時間を加える旨を定めています。

第17条では、介護休暇の期間等について、要介護者の状態ごとに3回を超えず、通算で6か月を超えない範囲を基本とし、通算して1年に達するまでの連続する期間に限り延長できる旨を定めています。

第17条の2では、新たな休暇として介護時間を設けるものであります。介護時間は、1日につき2時間を超えない範囲内で勤務しないこととするもので、要介護者の状態ごとに3年の期間内に取得できる旨を定めています。

附則第4条では、給与が減額支給される55歳以上の職員に関する読みかえについて規定しています。介護休暇及び介護時間については給与減額の対象とすることから、本条の読みかえ規定に係る条文を加えるものであります。

なお、施行期日は公布の日としておりますが、児童福祉法の引用条項を改める第2条及び第4条の改正規定につきましては、改正児童福祉法の施行日である平成29年4月1日としています。

以上で、私からの説明を終わります。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第2号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第5、議案第3号 情報セキュリティ強化対策事業業務委託契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第3号 情報セキュリティ強化対策事業業務委託契約の締結について、提案理由をご説明申し上げます。

本業務委託契約の締結は、平成29年7月より開始されるマイナンバー情報連携に向け、自治体における情報セキュリティの強化、情報漏えい対策として、マイナンバー利用事務系、L G W A N系の各ネットワークとインターネット系ネットワークを分離し、特定個人情報等を専用のネットワークセグメントでのみ取り扱うことにより、高度なセキュリティを確保することを目的とするものであります。

本契約が予定価格700万円以上となることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては総務課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（成田祥夫君） 私から本事業の内容等について説明いたします。

まず、本契約事業の概要について説明いたしますので、議案審議の参考の17ページをごらん願います。

日本年金機構の情報漏えい事故を受けて、総務省は各自治体に対して、2017年7月まで

に自治体情報システム強靱性向上モデルに基づく庁内ネットワークの分割及び適切な強靱化の実施と、市町村でそれぞれ持っているインターネット接続口を都道府県レベルで集約し、高度なセキュリティ対策を集中的に施すことを求めているところです。

町では、平成27年度の国の補正予算に措置された補助制度により、平成27年度3月補正予算において事業費1,998万円と、その充当財源として国庫補助金545万円及び町債1,400万円を措置し、平成28年度への明許繰り越しがなされています。

ネットワーク分離については、既存ネットワークや業務システム変更に係る作業工数、運用変更による職員業務への影響、コスト等、さまざまな面から検討を重ね、庁内サーバーやスイッチ等の既存機器、既設フロアケーブル等の活用を前提とした設定変更作業を行いながら、各課へインターネット専用端末を配置することにより、特定個人情報をはじめとする情報資産を物理的に隔離しながら運用する方式とするもので、マイナンバー利用事務系、国機関や自治体等を結ぶLGWAN系、そしてインターネット系の3つに分離します。

また、分離に伴い必要となる端末について、パソコン40台とタブレット10台を導入し、その後、動作確認及び設置調整等を行うこととしています。

なお、本契約とあわせ、既に導入が完了し運用開始に向け準備を進めている指静脈による二要素認証、資産管理システムでのデバイス制御による情報持ち出し管理並びに3月に移行を予定する秋田県情報セキュリティクラウドへの切りかえをもって、総務省のネットワーク強靱化対策に関する整備は全て完了する見込みであります。

次に、議案の8ページにお戻り願います。

先ほど、町長の提案理由にありましたとおり、この契約金額が1,134万円で、財産取得価格が700万円を超えることから、議会の議決を求めるものであります。

2番の契約方法及び4番の契約相手方ではありますが、庁舎内での業務のネットワークシステムは既に東日本電信電話株式会社が構築していることから、本強靱化業務について同社との随意契約としたものであります。

また、契約相手方とは、平成29年1月23日付で議決を得た後に本契約とする旨での仮契約締結の承諾を得ているところです。

なお、県内市町村のインターネット接続口となる秋田県のセキュリティ対策整備の進捗に合わせた作業となったことから、本契約の時期が今となりました。本委託業務の納期は平成29年3月17日となっています。

以上で、私からの説明を終わります。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第3号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（目時重雄君） 以上をもちまして、本臨時会に予定されました案件は全部終了いたしました。

これをもって、平成29年第1回小坂町議会（臨時会）を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

閉会 午前10時29分